第明治三十五種郵便物認可

平成２３年（フ）第５７号
愛媛県伊予郡砥部町八倉76番地１
破産者　有限会社綜合広告ウイング
１　決定年月日　平成23年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第８１号
沖縄県那覇市泉崎２丁目３番２号
破産者　株式会社アールアイティー
１　決定年月日　平成23年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第２８号
滋賀県近江八幡市小船木町102番地
破産者　畑　　紀男
１　決定年月日　平成23年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第３３号
茨城県つくば市二の宮１丁目21番地３　グランドパレスＮＳ１―303
破産者　山口　哲郎
１　決定年月日　平成23年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１４７号
茨城県土浦市大岩田1715番地３　大岩田団地県営204―202
破産者　横山　和久
１　決定年月日　平成23年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第７４６号
埼玉県八潮市大字浮塚1043番地９
破産者　渡邉百合子
１　決定年月日　平成23年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１６７１号
札幌市白石区北郷４条12丁目14番12号　岡田マンション201号
破産者　伊藤　　剛
１　決定年月日　平成23年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５９号
茨城県常陸大宮市宇留野2176番地の１
破産者　瀧　　正秀
１　決定年月日　平成23年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２８８号
茨城県水戸市常磐町２丁目13番34号
破産者　大串　正徳
１　決定年月日　平成23年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４５６号
茨城県つくば市若森1246番地
破産者　澤辺　光江
１　決定年月日　平成23年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第７８７号
埼玉県川越市大字今泉27番地１　レジデンスＳＴ101号室、破産手続開始決定時の住所埼玉県川越市大字南田島812番地６
破産者　梅沢　公一
１　決定年月日　平成23年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９２３号
埼玉県坂戸市伊豆の山町11番地　10―504、前住所埼玉県鶴ヶ島市富士見３丁目26番304号
破産者　上野　福生
１　決定年月日　平成23年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１２７号
埼玉県所沢市弥生町2887番地の５　セブントレジャス201
破産者　吉田　文代
１　決定年月日　平成23年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１９２号
埼玉県川越市大字藤間23番地１　コンソラーレ101、住民票上の住所埼玉県川越市大字木野目192番地８
破産者　高橋　力也
１　決定年月日　平成23年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３１７号
埼玉県狭山市新狭山２丁目17番地の２　メゾンドム新狭山
破産者　松田　吉広
１　決定年月日　平成23年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３５６号
埼玉県狭山市入間川２丁目４番５号メゾン・ボワール202
破産者　酒井　保良
１　決定年月日　平成23年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４２４号
埼玉県所沢市北有楽町１番２―402号　所沢メゾンドパルク、前住所埼玉県所沢市御幸町３番12　502号　エクセシオール所沢
破産者　改田　真弓
１　決定年月日　平成23年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１１３４号
横浜市旭区柏町７番地７
破産者　菊地　留八
１　決定年月日　平成23年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１８４号
神奈川県藤沢市大庭5135番地の７　ピアビレッジⅠ201、申立時の住所神奈川県藤沢市辻堂太平台２丁目８番１―312号
破産者　鈴木　和男
１　決定年月日　平成23年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部